（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部改正）

第五条　予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第三項の規定」の下に「（同法第六条第三項に係る部分を除く。）」を加え、「第十三条第二項」を「第十三条第二項第二号」に、「第十七条第四項本文」を「第十七条第四項第二号」に、「同項ただし書」を「同条第五項」に改める。

総務大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十三年度における適用の停止を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百六号

バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十三年度における適用の停止を定める政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

関税暫定措置法別表第一の六第一一項に掲げる物品で平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までに輸入されるものについては、同法第七条の三第一項の規定の適用を停止する。

附　則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百七号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）の施行に伴い、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百二十八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十八条第一項

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三項第一号中「能力開発事業」の下に「（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の規定により行うものを除く。）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百八号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令

内閣は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条第八項、第二十三条、第二十六条第一項及び附則第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公務員の範囲）

第一条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（以下「法」という。）第十六条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める国家公務員は、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第四号の五に掲げる者、同項第五号に掲げる者（同項第二号又は第四号の二に掲げる者に準ずる者を除く。）並びに同項第六号及び第七号に掲げる者とする。

2　法第十六条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地方公務員は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第一号、第二号の二から第四号まで及び第五号に掲げる者とする。

（交付金の交付の時期）

第二条　法第十八条第一項の規定により政府が市町村（特別区を含む。）に交付する交付金は、法第七条第四項に規定する支払期月の前月に、それぞれ当該支払期月の分を交付するものとする。

（児童手当法の規定の適用についての技術的読替え）

第三条　法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の見出し、同条第二項及び第三項、第二十条第一項並びに第二十一条第二項	児童手当
第十八条第一項	第二十条第一項各号

	児童手当相当給付
	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十条第一項各号